

施術所の開設等の手引き

新潟県

新潟県福祉保健部医務薬事課

平成 29 年 4 月

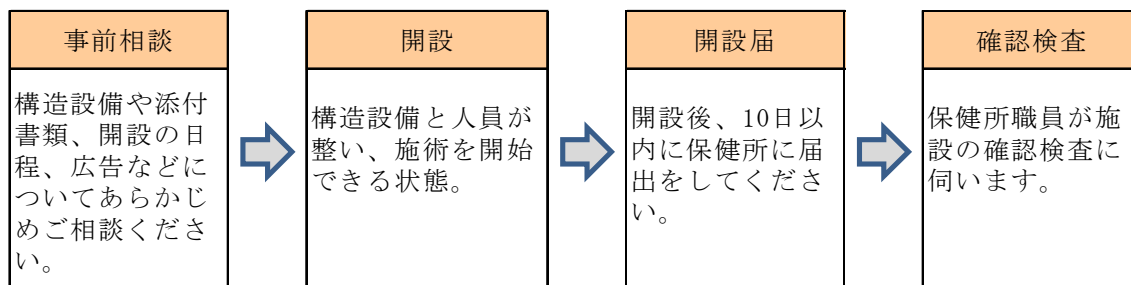
目 次

1	施術所の開設手続き	2
2	施術所の構造設備基準と衛生上必要な措置	3
3	施術所の名称	6
4	施術所の広告の制限	7
5	開設届出事項に変更を生じた場合	10
6	施術所を休止・再開・廃止する場合	11
7	出張施術専門業について	11
8	滞在による出張施術業	12

この手引きでは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下『あはき法』という。）に基づくあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復師法（以下『柔整法』という。）に基づく柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

※ 新潟市内に施術所を開設する場合は、新潟市の施術所の手引きに従ってください。

○ 開設までの流れ



※ 開設する前に事前相談として、構造設備基準に適合しているかを図面案等で保健所にご相談ください。

1 施術所の開設手続き

○ 施術所開設後10日以内に「施術所開設届」を保健所に提出してください。
（あはき法第9条の2、柔整法第19条）

提出書類		提出部数	備考
施術所開設届		1	
添付書類 1	<個人開設の場合> 開設者の本人確認書類※1の写し	1	窓口で照合確認を行いますので、原本もご持参ください。
	<法人開設の場合> 定款、寄付行為の写し	1	開設者が法人の場合は、必要に応じて登記事項証明書の提示を求めることがあります。
添付書類 2	業務に従事する施術者の免許証の写し	1	窓口で照合確認を行いますので、原本もご持参ください。※2
	施術者の本人確認書類※1の写し	1	窓口で照合確認を行いますので、原本もご持参ください。※2
	施術所付近の見取り図	1	
	施術所の平面図	1	ベッド、機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、消毒設備の位置を記入してください。

※1 本人確認書類・・・自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳等の顔写真付のもの。

※2 原本確認について・・・やむを得ず施術者免許証や本人確認書類の原本を確認できない場合は、開設者の責任において原本証明をした写しを提出すること。

2 施術所の構造設備基準と衛生上必要な措置

《構造設備》

- あはき法施行規則第25条及び柔整法施行規則第18条等により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

	項目	基準内容
1	構造設備	① 6. 6m ² 以上の面積を有する専用の施術室を有すること。 ② 3. 3m ² 以上の待合室を有すること。 ③ 室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。 ④ ③の基準を満たせない場合は、これに代わるべき適当な換気装置があること。（ドアは開放面積に含まない。） ⑤ 施術に用いる器具や手指等の消毒設備を有すること。
2	施術所の独立性	施術所は住居、店舗等と構造上及び機能上独立していること。 (指導基準)
3	施術室と待合室の区画	① 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下四面を仕切られ、固定した扉を設けること。(指導基準) ② 防災上等で①を満たすことができない場合は、固定されたパーティション等で区画すること。(指導基準)
4	プライバシー保護	ベッドを2台以上設置する場合や待合室から施術室が見える場合には、カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。 (指導基準)

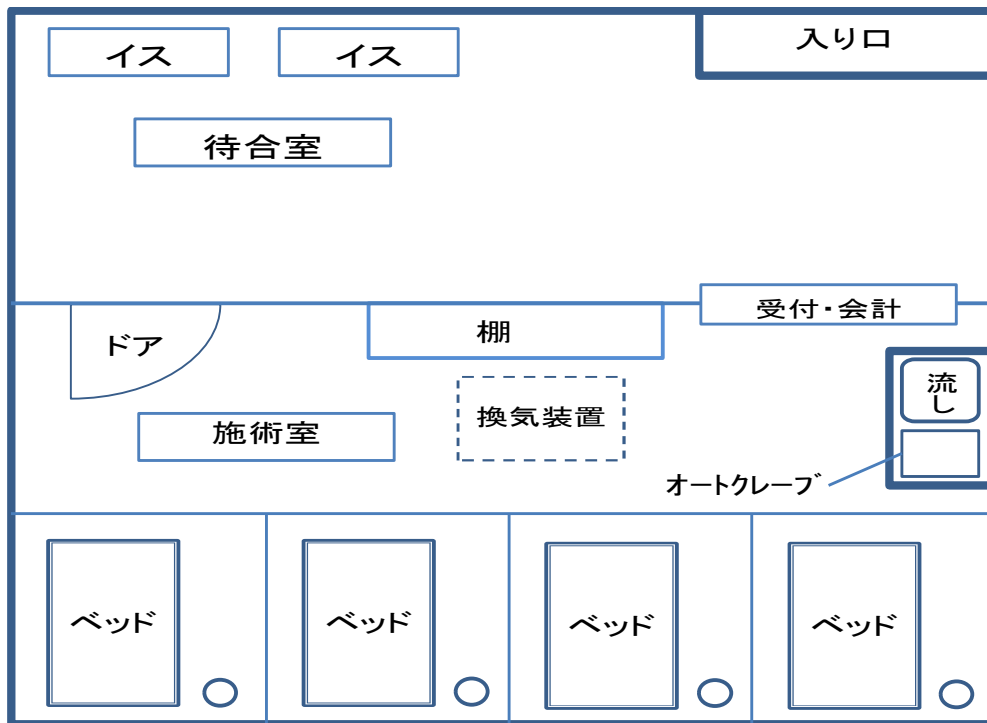
《衛生上必要な措置》

- あはき法施行規則第26条及び柔整法施行規則第19条により衛生上必要な措置を定めています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

	基準内容
1	常に清潔に保たれていること。
2	採光、照明及び換気を充分にすること。

- はりを業とする場合は、オートクレーブ、乾熱滅菌器等を設置すること。ただし、使い捨てのはりを使用する場合には、保管及び廃棄を安全な方法で行う。(鍼灸における AIDS 感染等の防止について、昭和 62 年 3 月 20 日医事第 19 号)

図面例



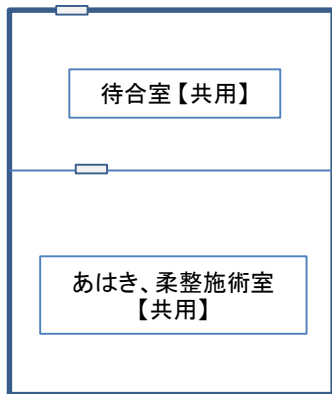
《あはき施術所と柔整施術所を同一建物内で兼業する場合》

- 原則として2つの構造設備を持つこととなりますが、施術者が1名であればあはき法及び柔整法に基づく両方の免許を保有する場合は、構造設備の共用が認められます。(次ページ参照)
- 施術者が2名以上であればあはき法及び柔整法に基づく免許を両方または一方を保有する場合も、構造設備の共用が認められます。(次ページ参照)
- なお、開設届は、あはき法及び柔整法に基づく届出が必要となります。

	基準内容
1	あはき法及び柔整法に基づく免許を両方とも有する施術者が1人で施術する場合は施術室を兼ねてもよい。(指導基準)
2	施術者が2人以上となる場合は、双方の施術室を固定壁で区画すること。(指導基準)
3	玄関、待合室共用可。 ※待合室は十分な広さを有すること。

- あはき法、柔整法に基づく両方の免許を保有する施術者が1名で行う場合。

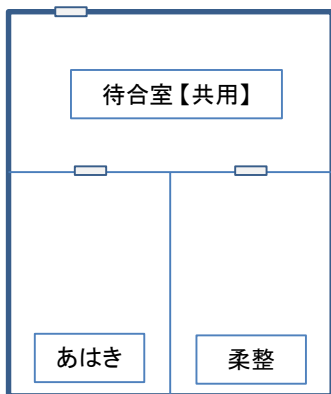
＜図面例＞



- 玄関 共用可
- 待合室 共用可
- 施術室 共用可

- あはき法、柔整法に基づく免許を両方保有または一方を保有するものが、2名以上で行う場合。

＜図面例＞

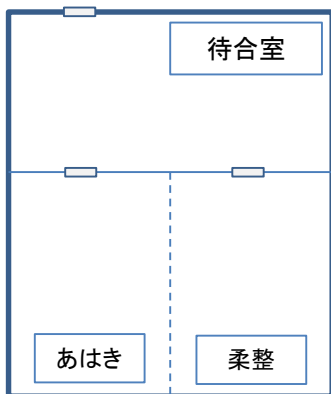


- 玄関 共用可
- 待合室 共用可
- 施術室
 - ※ 双方の施術室を固定壁で区画することが原則。

- 不適當な施術所の図面例

【 × 】

固定壁での区画が不十分



3 施術所の名称

- 施術所の名称は、あはき法又は柔整法の広告の規制を受けます。
- 施術所以外の医業類似行為施設と区別するために、『マッサージ指圧』『鍼灸』『接骨』等を名称につけることが望ましいとされています。
以下に例を示します。

《認められる例》

- あはき法に基づく施術所 にいがた鍼灸院、にいがたマッサージ治療院
- 柔整法に基づく施術所 にいがた接骨院

《認められない例》

	具体例	内容
1	〇〇クリニック △△治療所 (△△はり治療院等は可)	医療法に抵触する名称（医療法第3条）
2	鍼灸医、治療医	医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。（医師法第18条）
3	鍼灸接骨院、鍼灸整骨院	①「あはき法」に基づく施術所は「柔整法」に抵触しないこと。また「柔整法」に基づく施術所は「あはき法」に抵触しないこと。 ② 〇〇鍼灸院・△△接骨院と併記した場合は可。
4	整体院 カイロプラクティック	施術所で認められていない医業類似行為名を使用すること。

《看板のレイアウト例》

※にいがた鍼灸院とにいがた接骨院を兼業する場合

◎ 認められる例

にいがた鍼灸院・接骨院

にいがた 鍼灸院
接骨院

にいがた 鍼灸 院
接骨

にいがた
鍼灸院 接骨院

にいがた鍼灸院
にいがた接骨院

× 認められない例

(届出の名称と異なるため看板に掲げることができません。)

にいがた鍼灸・接骨院

にいがた鍼灸（接骨）院

4 施術所の広告の制限

《あはき施術所》

1 広告できる事項（あはき法第7条第1項）

- (1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- (2) 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業）
- (3) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (4) 施術日又は施術時間
- (5) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第69号）
 - ①もみりようじ
 - ②やいと、えつ
 - ③小児鍼（はり）
 - ④法の規定に基づく届出をした旨医療保険療養費支給申請ができる旨（療養費の支給にあたっては、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ⑤予約に基づく施術の実施
 - ⑥休日又は夜間における施術の実施
 - ⑦出張による施術の実施
 - ⑧駐車設備に関する事項
 - ⑨法の規定に基づく届出をした旨

《柔整施術所》

2 広告できる事項（柔整法第24条第1項）

- (1) 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (3) 施術日又は施術時間
- (4) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第70号）
 - ①ほねつぎ(又は接骨)
 - ②医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ③予約に基づく施術の実施
 - ④休日又は夜間における施術の実施
 - ⑤出張による施術の実施
 - ⑥駐車設備に関する事項
 - ⑦法の規定に基づく届出をした旨

3 広告できないものの具体例

- × 出身校・経歴
- × 技能及び流派
- × 所属学会
- × 適応症（腰痛、肩こり、スポーツ外傷、骨盤矯正、むち打ち等）
- × 効能・効用・効果
- × 治す・治療などの表現
- × 施術方法
- × 料金、支払方法
- × 各種保険取扱い

※ 上記のとおり、事実や施術可能な症状、請求可能な保険であったとしても広告できる事項の以外は広告できませんのでご注意ください。

【広告とは】

看板、新聞広告、屋外に置くビラ等、施術所に来た人以外の目にふれるものを差し、施術所内掲示・ホームページ等については、広告制限の対象とはなりません。

ただし、インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で例えば「腰痛治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたもの（以下「バナー広告等」という。）などでは、バナーに表示されます。この場合、バナー広告等にリンクしている施術所等のホームページについてもバナー広告等と一体的な関係にあることによって一般人が容易に認知できる状態にあることから、広告として取り扱う場合があります。

【広告できないもの 例示】

【適応症】



寝違い・五十肩・痛み



関節痛



腰痛・ぎっくり腰・神経痛



交通事故・むち打ち



痛み・疲労



その他、体の不調

【料金表示】

患者様の真の健康を考えた施術フィナンサー

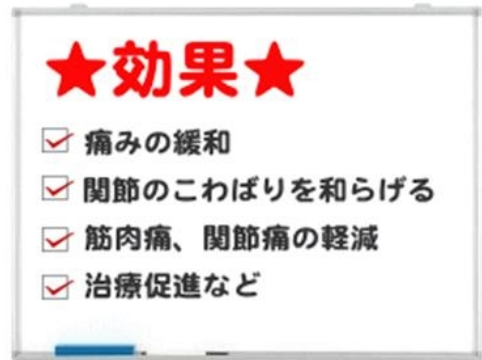
メニュー表

施術	内容	料金
伸縮矯正	トムソンベッドを使用した骨盤矯正 ※お預りな料金あり	3,620円 (税込)
筋骨矯正	筋骨調整 アロゲラム ※お預りな料金あり	2,620円 (税込)
よつばの整体	全身治療	5,400円 (税込)
遠隔電流特別治療 (ソーマタイン)	強磁気治療	1,620円 (税込)
	磁極度分治療	1,300円 (税込)
ラジオ波特別治療	ラジオ波治療	1,620円 (税込)
ラジオ波特別治療	肩こり最新治療	3,240円 (税込)
インソール	フルオーダーメイド	24,000円～ (税込)
	既製品	4,880円～ (税込)
リアライン・コア	専用の器具を付けた簡単な体操	29,800円 (税込)
産後骨盤矯正	産後の骨盤矯正	4,320円 (税込)

【各種保険取扱い】



【効能・効果】



5 開設届出事項に変更を生じた場合

- 開設届出事項に変更を生じた場合は、変更届と変更内容に合わせた添付書類を、変更後10日以内に保健所へ提出してください。

提出書類		提出部数	備考	
開設届出事項変更届		1	主な変更事項と変更前、変更後の内容を記入。	
添付書類 (変更内容別)	・開設者(個人)の住所変更 ・施術所の名称変更 ・業務種類の変更(あはきのみ) ・従事者変更(減員)	添付なし		
	構造設備の変更	施術所の平面図	1 ベッド、機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、消毒設備の位置を記入。	
	従事者の変更 ※増員、変更の場合	業務に従事する施術者の免許証の写し	1	窓口で照合確認を行いますので、原本もご持参ください。※2
		施術者の本人確認書類※1の写し	1	窓口で照合確認を行いますので、原本もご持参ください。※2
開設者(法人)の名称、主たる事務所の所在地の変更	変更前後の履歴が確認できるもの(登記事項証明書など)	1	開設者自体が変更となったときは、変更届ではなく、廃止届、開設届の提出が必要。	

※1 本人確認書類・・・自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳等の顔写真付のもの。

※2 原本確認について・・・やむを得ず施術者免許証や本人確認書類の原本を確認できない場合は、開設者の責任において原本証明をした写しを提出すること。

※ 以下の場合は変更ではなく、新規開設の扱いとなります。

- ◆ 施術所の移転 旧所在地で廃止届を出し、新所在地で新規開設の手続を行ってください。
- ◆ 開設者の変更 他の個人開設者への変更、別法人への変更、法人化、法人組織の変更などの場合は、旧開設者による廃止届を提出し、新開設者による新規開設の手続を行ってください。

6 施術所を休止・再開・廃止する場合

- 施術所を休止・再開・廃止した場合は、10日以内に下記書類を保健所へ提出してください。

提出書類	提出部数	備考
施術所休止・再開・廃止届 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術所) (柔道整復師施術所)	1	

7 出張施術専門業

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が専ら出張のみにより、その業務に従事する場合は、下記の書類を業務開始後10日以内に保健所へ提出してください。

提出書類	提出部数	備考
出張施術業務開始届	1	
添付書類 業務に従事する施術者の免許証の写し	1	窓口で照合確認を行いますので、原本もご持参ください。※2
添付書類 施術者の本人確認書類※1の写し	1	窓口で照合確認を行いますので、原本もご持参ください。※2

※1 本人確認書類・・・自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳等の顔写真付のもの。

※2 原本確認について・・・やむを得ず施術者免許証や本人確認書類の原本を確認できない場合は、開設者の責任において原本証明をした写しを提出すること。

- 既にあはき施術所を開設している場合は、改めて出張施術業務開始届の提出は必要ありません。
- 出張施術専門業を行っている者が、他の施術者を雇用しその者を派遣して施術業務を行わせることはできません。
- 出張のみで業務を行う施術者や施術所に勤務する施術者が個人の業務として出張施術を行う場合は、「出張施術業務開始届」を提出してください。

8 滞在による出張施術業

- 県保健所管内の施術所の業務として新潟市や県外に2日以上滞在して出張施術を行う場合は、事前に滞在地の保健所に「滞在施術業従事届」を提出してください。
- 出張のみで業務を行う施術者や施術所に勤務する施術者が、個人の業務として新潟市や県外に2日以上滞在して出張施術を行う場合も同様に、「滞在施術業従事届」を提出してください。
- 滞在施術業従事届については、提出先の保健所にご確認ください。

出張施術業務開始届（出張届）と滞在施術業従事届（滞在届）の要否

業務を行う場所 区分	県内 (新潟市を除く)	新潟市又は県外	
	全期間	日帰り	滞在（2日以上）
施術所の業務として行う出張施術 (提出先)	不要	不要	滞在届 (滞在地の保健所)
個人の業務として行う出張施術 (提出先)	出張届 (住所地の保健所)	出張届 (住所地の保健所)	滞在届 (滞在地の保健所)